

外国人旅行者ができるだけ「言葉の壁」を感じることなく訪日旅行を楽しむことができるよう、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等における多言語対応について、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成26年3月)に従って、全国各地で多言語対応の改善・強化を図る。

「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」策定(平成25年度)

○「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のための検討会」設置

<構成メンバー>

- 学識経験者、外国人、自治体
- 関係省庁(内閣官房、文科省、環境省、国交省)
- 日本政府観光局(JNTO)

座長:山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授

<ヒアリング対象者>

- 関係事業者、施設管理者
 - ・美術館・博物館関係者
 - ・観光地関係者(観光協会)
 - ・鉄道・自動車・海事・港湾・航空関係者
- 留学生



<第3回検討会(12/2開催)の様子>

- ・平成25年10月に第1回検討会を開催。
- ・道路案内標識における取組を共有しつつ、関係者との間で議論を整理。平成26年1月に第5回検討会を開催し、とりまとめた。
- ・これを基に、観光庁として検討の上、平成26年3月にガイドラインとして策定した。

○「多言語対応ガイドライン」を関係者に周知して積極的取組を促進。

○地域における固有名詞の表記、業種内の用語、実際の標識・サイン等とガイドブック・ウェブサイト等、様々な切り口による統一性・連続性の確保に向けた取組の促進。

○外国人目線を活用して各地域の取組事例を点検して、好事例等を周知。

免税対象物品の範囲の拡大

- これまで免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、**すべての品目が免税対象になる。**

※平成26年10月1日以後に行われる販売から適用される。

＜既存の免税対象物品＞

- **一般物品** (消耗品以外のもの)



家電製品



着物・服



カバン

- 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**一般物品**の販売合計額が、**1万円を超えるもの**

＜新規の免税対象物品＞

- **消耗品** (食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品)



食品類



飲料類



薬品類



化粧品類

その他の消耗品

- 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の**消耗品**の販売合計額が、**5千円を超え、50万円までの範囲内**のもの

※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売対象外。

消費税免税店の拡大に向けた取組

- ・ 地方運輸局・経済産業局の「免税店相談窓口」の周知・活用を推進するとともに、全国各地で大小の説明会の開催や講師派遣を実施。
- ・ 観光庁のホームページに国内事業者向けの「免税店サイト」を10月1日より開設。

「免税店サイト」の開設

○免税店情報をワンストップで入手できる小売り事業者向けの「免税店サイト」を10月1日より開設。



パンフレットによる情報発信

○免税制度に関するパンフレットを地方運輸局等を通じて10,000部配布。



協力

地方自治体
商工会議所 等



全国で免税制度説明会を開催

○免税制度説明会を全国各地で開催し、免税店許可取得を促進。地方自治体等が主催の説明会には講師を派遣して支援。



さあ、**免税店**になろう!



関係省庁が連携して、小売り事業者への情報発信と相談対応等により、免税店拡大を図る。



Japan. Tax-free Shop



さあ、免税店になろう!

世界を呼び込め! 外国人旅行者をショッピングでおもてなし

免税店制度って何?

免税店を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、**消費税が免除される制度**です。

※免税対象金額（一般物品1万円超/消耗品5千円超～50万円）を満たすことが必要です。

※事業用又は販売用として購入されることが明らかなものについては免税の対象になりません。



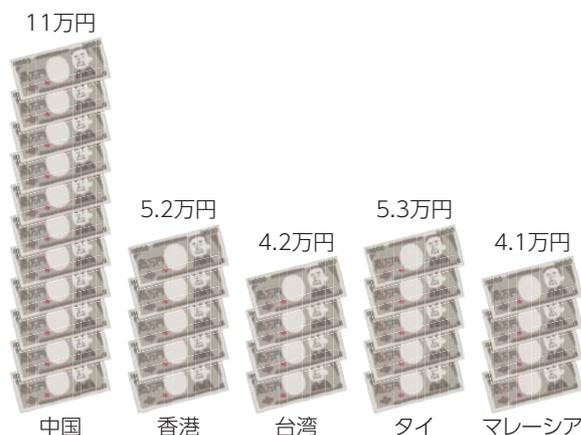
なぜ今、免税店制度なの?

外国人旅行者はショッピングが大好き

- 訪日外国人はショッピングに平均約4万5千円支出しており、特にアジアからの旅行者は、たくさん買物をされています。
- 街で外国人をよく見かけませんか? 外国人旅行者は10年前と比較して約2倍に増加しており、東京オリンピック・パラリンピック開催を追い風として、2020年2000万人に向け、今後もさらなる増加が期待されています。



訪日外国人旅行者1人あたりの買物代（国籍・地域別）



出典：平成25年訪日外国人消費動向調査

平成26年10月から免税制度を拡充

- これまで免税対象外であった消耗品（食品、飲料、薬品、化粧品等）も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの名産品も免税販売できるようになりました。

全ての物品が免税対象

一般物品

- 家電 ●バッグ ●衣料品等



消耗品

- 食料品 ●飲料品 ●医薬品 ●化粧品等



あなたも免税店になりませんか? 裏面を御覧頂き、まずはご相談ください。

※「免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出品販売場」のこと。

免税店になるには？

- 免税店になるには、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要になります。
- 観光庁HPの消費税免税店サイト (<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>) を御覧頂くか下記にある各運輸局、経済産業局の免税制度相談窓口、又はお近くの税務署までお問い合わせください。

免税店の情報発信を強化

免税店シンボルマーク

- 免税店のブランド化・認知度向上のための、免税店シンボルマークを創設しました!



免税店シンボルマークの申請方法

- 免税店シンボルマークを使用する際には、観光庁へ店舗情報等を申請ください。
- 観光庁HP: 免税店シンボルマーク申請サイト (<http://www.tax-freeshop.jp/>)

海外や訪日外国人への情報発信

- 観光庁では、海外や訪日外国人に向けて日本の免税店制度や、免税店シンボルマークを掲示する免税店の店舗情報の発信等に取り組んでいます。
- 日本政府観光局 (JNTO) HP: 免税情報発信サイト (<http://tax-freeshop.jnto.go.jp/>)



免税店制度相談窓口

地域	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局
本省	観光庁 観光戦略課 (TEL) 03-5253-8322	商務流通保安グループ 流通政策課 (TEL) 03-3501-1708
北海道	北海道運輸局 観光地域振興課 (TEL) 011-290-2722	北海道経済産業局 流通産業課 (TEL) 011-738-3231
東北	東北運輸局 国際観光課 (TEL) 022-791-7510	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 (TEL) 022-221-4914
関東	関東運輸局 国際観光課 (TEL) 045-211-7273	関東経済産業局 流通・サービス産業課 (TEL) 048-600-0345
北陸信越	北陸信越運輸局 観光地域振興課 (TEL) 025-285-9181	中部経済産業局 流通・サービス産業課 (TEL) 052-951-0597
中部	中部運輸局 観光地域振興課 (TEL) 052-952-8009	
近畿	近畿運輸局 観光地域振興課 (TEL) 06-6949-6411	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 (TEL) 06-6966-6025
中国	中国運輸局 国際観光課 (TEL) 082-228-8702	中国経済産業局 流通・サービス産業課 (TEL) 082-224-5655
四国	四国運輸局 観光地域振興課 (電話) 087-835-6357	四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 (TEL) 087-811-8524
九州	九州運輸局 観光地域振興課 (TEL) 092-472-2920	九州経済産業局 流通・サービス産業課 (TEL) 092-482-5455
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 (TEL) 098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 (TEL) 098-866-1731